

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう にかか けんとういいんかいせつちようこう
石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会設置要綱

（設置）

だい じょう しょう しょう とうくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん ぶきゅう りよう
第1条 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用
そくしん しょう うむ わ へた きょうせい
促進により、障がいの有無によって分け隔てられない共生
しゃかい じつげん めぎ しょうれい せいてい いしかりし じょうほう
社会の実現を目指す条例を制定するために、石狩市情報・
こみゆにけーしょんじょうれい かしょう けんとういいんかい いが いいんかい
コミュニケーション条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」とい
う。）を設置する。

（検討事項）

だい じょう いいんかい しょうれい も こ こうもくおよ ないよう かん
第2条 委員会は、条例に盛り込むべき項目及び内容に関するものを
けんとう
検討する。

（組織）

だい じょう いいんかい つぎ かか も なか しちよう いしよく いいん にんいらい
第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員10人以内
をもつて組織する。

- (1) しょう ひとまた かぞく
障がいのある人又はその家族
- (2) しょう しゃしせつ しょう しゃしえん かん じぎょう じゅうじ もの
障がい者施設において障がい者支援に関する事業に従事する者
- (3) しょう しゃだんたい すいせんしゃ
障がい者団体の推薦者
- (4) がくしきけいけんしゃ
学識経験者
- (5) いっぱんこうぼ
一般公募

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員が互選する。

（会議）

だい じょう いいんかい かいぎ いいんちょう しょうしゅう
第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 いいんかい かいぎ いいん かはんすう しゅつせき ひら
委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができな
い。
- 3 かいぎ ぎじ しゅつせき いいん かはんすう けつ か ひどうすう
会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと
きは、委員長の決するところによる。
- 4 いいんかい かいぎ げんそく こうかい
委員会の会議は、原則として、これを公開する。

（^{しよむ}庶務）

だい じょう いんかい しよむ ほけんふくしぶ しよりに
第5条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（^{いにん}委任）

だい じょう ようこう さだ いんかい うんえい かん ひつよう じこう
第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項
は、^{いんちよう}委員長が^{いんかい}委員会に^{はか}諮って^{さだ}定める。

（^ふ附 ^{そく}則）

この要綱は、^{れいわ ねん がつ にち}令和4年4月1日から^{しこう}施行する。